〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　北村医院

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　滋賀県愛知郡愛荘町蚊野１７３２番地

(3) 設立認可年月日　　平成１３年　２月　２日

(4) 設立登記年月日　　平成１３年　２月２１日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	北村医院	2511700623	滋賀県愛知郡愛荘町蚊野１７３２番地	一般病床　０床 療養病床　０床

（2）当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和　７年　９月２８日　　令和６年度決算書類の承認

〃　　役員報酬月額改定の承認

令和　８年　７月３１日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　　医療法人　北村医院
所在地　　滋賀県愛知郡愛荘町蚊野１７３２番地

※医療法人整理番号	0	0	2	4	5

財　　産　　目　　録

（令和８年７月３１日現在）

１．資　　産　　額　　13,512 千円
２．負　　債　　額　　6,701 千円
３．純　資　産　額　　6,811 千円

（内　　訳）　　（単位：千円）

区　　分		金　　額
Ａ　流　動　資　産		9,934
Ｂ　固　定　資　産		3,578
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	13,512
Ｄ　負　債　合　計		6,701
Ｅ　純　　資　　産	（Ｃ－Ｄ）	6,811

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人　北村医院
所在地　滋賀県愛知郡愛荘町蚊野１７３２番地

※医療法人整理番号	0	0	2	4	5

貸　借　対　照　表

（令和８年７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	9,934	**Ⅰ 流動負債**	6,426
Ⅱ 固定資産	3,578	**Ⅱ 固定負債**	275
１ 有形固定資産	1,270	（うち医療機関債）	0
２ 無形固定資産	0	負債合計	6,701
３ その他の資産	2,308	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 資本金	25,000
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	△ 18,189
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	6,811
資産合計	13,512	負債・純資産合計	13,512

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　北村医院
所在地　滋賀県愛知郡愛荘町蚊野１７３２番地

※医療法人整理番号	0	0	2	4	5

損　益　計　算　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
１ 事業収益	40,323
２ 事業費用	39,928
事業利益	395
Ⅱ 事業外収益	374
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	769
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	769
法人税等	185
当期純利益	584

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　北村医院
理事長　　小　澤　　哲　史　様

私は、医療法人　北村医院の令和７年会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 9 月 20 日

医療法人　北村医院

監事　　小　磯　　重　正